

労働者は賃金で生活している

入社以来一度も賃金を払わない経営者

D社に働くMさんが相談に訪れる。入社してから、三ヶ月経つが一度も賃金が支払われないとのことであった。D社はMさんと同じ日に5人の労働者を採用しており、定期代も支払われていない。

個人対応では難しいと判断し、労働組合を紹介する。

労働組合が未払賃金の請求を申し入れ、会社に出向き団体交渉を開催する。しかし、社長は、未払賃金の請求に対しても払えないと答えるのみで、労働者を雇用した責任を全く自覚しない姿勢であった。定期代だけは直ちに支払うことを確認し、経営事情、倒産など企業方針を明らかにすることを求め、明らかにすることを求め次回団交を確認する。

その後、会社からは何の回答も無いため、申し入れ、電話、会社訪問を行うが、連絡が取れない状況が続き、労基署への申請も行う。Mさんは、入社以来六ヶ月が経過し、賃金が全く支払われないため退職する。社長とは連

絡が取れない状況が続いたたが、会社倒産はしないようであり、立替払いにならないため、簡易裁判所に提訴する。

裁判所和解で一定の金額について「和解条項」を確認するが6回払いという内容であった。しかし、裁判所和解による毎月支払いも滞る状態が続く。そのため、組合員がその都度社長宅を訪問し、支払いを求める状況がつづく。

社長はセキュリティー万全の高層マンションに住んでいるが、労働者の生活などは念頭にない。毎月の遅延に対して組合員がその都度出向き六ヶ月で完納となった。

労働相談に訪れる内容で、労働者を雇用し、賃金で生活しているという当たり前のことを理解しない経営者が多い。D社は5人も採用し、一度も賃金を支払わないという違法であり、暴挙とも言えることを現在も継続しているようである。悪質であるだけに個人で対応するのは難しい。